

国立大学法人群馬大学教職員等の職務発明等に対する補償金の請求手続及び支払方法に関する要領

(出願補償金又は登録補償金の請求手続)

第1条 発明者は、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）に出願補償金又は登録補償金を請求する場合には、出願補償金・登録補償金請求書（様式第1）を学長に提出する。ただし、発明者が2名以上あった場合は、その持分に応じてそれぞれの発明者から出願補償金又は登録補償金を請求するものとする。

(実施補償金の請求手続)

第2条 発明者は、本学に実施補償金を請求する場合には、実施補償金請求書（様式第2）を学長に提出する。ただし、発明者が2名以上あった場合は、その持分に応じてそれぞれの発明者から実施補償金を請求するものとする。

2 前項の実施補償金請求書は、毎年4月1日から翌年3月31日までの収入実績に応じて請求金額を記載の上請求するものとし、その算定方法は、国立大学法人群馬大学教職員等の職務発明等に対する補償金支払細則（平成16年4月1日制定）（以下「支払細則」という。）第3条の定めるところによる。

(補償金請求権の承継人又は転退職者による補償金の請求手続)

第3条 前2条の規定は、発明者の有する補償金の支払を受ける権利を承継した者（以下「権利承継者」という。）又は転退職した発明者が補償金を請求する場合に準用する。

2 権利承継者が補償金を請求する場合には、これを証する書面（戸籍抄本の写し、住民票、譲渡契約書の写しなど。）を添付し、様式第1及び様式第2の補償金請求書の「その他」の欄には、請求にかかる発明者及び承継事由（「相続」、「譲渡契約」など。）並びに続柄（「発明者の妻」など。）を記載するものとする。

3 転退職者が補償金を請求する場合は、様式第1及び様式第2の補償金請求書の「その他」の欄には、本学が職務発明を継承したときの職名と転退職した年月日を記載するものとする。

(職務発明等に準ずる発明への準用)

第4条 この要領は、職務発明等に準ずる発明であって、当該発明等を行った本学の教職員等の申出に基づき、本学が当該発明に係る特許を受ける権利又は特許権の承継を承認した場合で、当該教職員等が補償金を請求する場合に準用する。

(考案等への準用)

第5条 この要領は、「支払細則」第7条、第8条及び第9条の規定により、考案者、意匠の創作者及び品種の育成者が補償金を請求する場合に準用する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

(様式第1) A4

出願補償金・登録補償金請求書

(該当する補償金を○で囲んでください。)

平成 年 月 日

国立大学法人群馬大学長 殿

国立大学法人群馬大学教職員等の職務発明等に対する補償金の請求手続及び支払方法に関する要領により、下記の発明に関する出願補償金・登録補償金を請求いたします。

(該当する補償金を○で囲んでください。)

請求人	
住所 (〒)	
氏名 (フリガナ)	印
現職	
振込先金融機関名	
機関名及び本・支店名	
種別	
口座番号	

記

金額	権利名 (権利取得国名)	
円		
発明等の名称		請求項の数 (発明の数)
特許等 (出願) 番号	特許等 (出願) 年月日 年 月 日	権利者名
発明者等の氏名及びその持分		
発明者が職務発明等を行ったときの所属機関		

「その他」

(様式第2) A4

実 施 補 償 金 請 求 書

平成 年 月 日

国立大学法人群馬大学長 殿

国立大学法人群馬大学教職員等の職務発明等に対する補償金の請求手続及び支払方法に関する要領により、下記の発明に関する実施補償金を請求いたします。

請 求 人	
住所 (〒)	
氏名 (フリガナ)	印
現職	
振込先金融機関名 機関名及び本・支店名 種別 口座番号	

記

金額	権利名 (権利取得国名)	
円		
発明等の名称		請求項の数 (発明の数)
特許等 (出願) 番号	特許等 (出願) 年月日 年 月 日	権利者名
発明者等の氏名及びその持分		
発明者が職務発明等を行ったときの所属機関		
4月1日から翌年3月31日までの収入実績		円
実施者又は権利購入者の住所、氏名 (又は名称)		

「その他」